

県内観光関連事業者 様

鳥取県交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金の利用事業者募集について (依頼)

本県の観光振興については、日頃御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
このたび本県では、県内の旅館・ホテル、旅行会社、観光施設など新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた観光関連事業者が取り組む「前売り宿泊券」等（以下、「お楽しみ券」という。）の発行を支援し、前売りによる運転資金の確保に活用いただける補助金を下記のとおり新設しました。

ついては、本補助金の交付を希望される事業者については、別紙様式により電子メール又はファクシミリで回答をお願いします。

## 記

### 1. お楽しみ券の要件

#### (1) 発行事業者

ホテル・旅館、旅行会社、観光施設、土産物店（※スーパーなど日用品を主に販売する施設は除く）〔以下、「観光事業者」という。〕のほか、観光事業者との取引が落込み影響を受けた者 ※飲食店は対象外

#### (2) お楽しみ券の内容

観光事業者等が独自に発行する20%プレミアム付き前売り券（例：前売り宿泊券）

#### (3) 販売時期

令和3年2月以降～令和3年3月31日 ※販売場所は、各事業者が設定。

#### (4) 利用可能期間

令和3年2月以降～令和4年3月31日（この期間内で各事業者が独自の利用期間を設定可能）

#### (5) 一人当たりの購入上限額

ア. ホテル・旅館、旅行会社：一人当たり20千円/施設⇒24千円分の施設利用（4千円の特典）  
※家族分などを代表者がまとめて購入できる上限額は100千円とする。

イ. 上記以外：一人当たり10千円/施設⇒12千円分の施設利用（2千円の特典）

※家族分などを代表者がまとめて購入できる上限額は50千円とする。

#### 【注意事項】お楽しみ券の発行にあたり購入者へ周知すべき事項

- ①購入したお楽しみ券は、払い戻しできないこと。また、釣り銭は出ないこと。
- ②休館・休業・緊急事態宣言の発出等により利用できない場合があること。
- ③お楽しみ券には実施主体としての発行事業者名及び連絡先。

### 2. 新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金の概要

上記1の要件を満たすお楽しみ券を独自に発行する事業者を支援する。

#### (1) 補助対象者：1 (1) のとおり

#### (2) 補助対象経費：お楽しみ券のプレミアム相当分（20%）の経費 [補助率10/10以内]

- (3) 補助額上限：1施設当たり 50 万円（20%のプレミアムの場合、お楽しみ券の販売額 300 万円）
- (4) 補助事業期間：1（3）のとおり
- (5) 他の制度との併用  
 ○GoTo トラベル事業、市町村支援制度、#WeLove 鳥取キャンペーンなど他の制度との併用は本補助制度としては妨げないので、各事業者で発行にあたり併用の可否を判断すること。  
 ○緊急事態宣言発令時等の利用に関しては、事業者で適切に判断することとするが、必要に応じて県から一時停止等の対応を依頼する場合があります。
- (6) お楽しみ券の販売収入の管理  
 販売収入は、原則、令和3年3月31日までに通帳（預金口座）に入金すること。  
 [参考] 当該補助金の詳細はこちら ⇒ <https://www.pref.tottori.lg.jp/295606.htm>

### 3 事業の流れ

時期	項目	内容
R3年2月上旬以降～R3.3.31まで	参加申込 (補助金交付希望)	・参加申込書（別紙）を県に提出してください。 ⇒ <u>申込を受付けた場合は、県ホームページに対象施設として掲載しますので、確認ください。</u>
	お楽しみ券発行・販売	・県ホームページで掲載確認後、お楽しみ券を独自に発行の上、販売ください。
販売終了後から20日以内 (又は R3.4.20)	補助金交付申請及び実績報告	・交付申請書兼実績報告書を提出ください。 【 <u>実績報告時に添付が必要な書類</u> 】 ○発行したプレミアム付き前売り券の見本（またはそれに類するもの） ○プレミアム付き前売り券の販売台帳（購入者名、住所、電話番号部分を隠してコピーしたものを県に提出）、入金を確認できる通帳の写し ○口座振込依頼書、振込先となる通帳の写し
(実績報告後、随時)	額の確定、支払い	・県が補助金額の検査を行います（必要に応じて訪問による検査を行う場合があります）。その後、補助金額を確定し、振り込みします。
R3.2月上旬以降～R4.3.31まで	お楽しみ券利用	・お楽しみ券の利用者に対応ください。 ※最長で令和4年3月31日とし、その範囲で独自の利用期間を設定可能とします。

### 4 県への補助金交付申請並びに実績報告について

新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金の交付要綱を鳥取県観光戦略課のホームページに掲載しますので、実績に基づき交付申請書及び実績報告書を作成し、提出してください。（提出期限：販売終了後から20日以内（又は R3.4.20））

※当該補助金は、プレミアム付き前売り券の「販売実績」に基づいて補助します。  
 [県観光戦略課ホームページ] <https://www.pref.tottori.lg.jp/295606.htm>

### 5 問い合わせ先

担当：観光戦略課 魅力発信担当

電話 0857-26-7237 ファクシミリ 0857-26-8308

電子メール [kankou@pref.tottori.lg.jp](mailto:kankou@pref.tottori.lg.jp)